

優秀な人材・研究機関の集積

豊富な食資源・再エネ

充実した生活環境



リスク分散の適地、北海道

立地企業への 優遇措置のご案内

企業立地に関する優遇制度や各種情報はこちら

<北海道庁経済部産業振興課ホームページ>

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/H27-2index.html>



進出企業の紹介やセミナー等動画はこちら

<企業立地サポートサイト>

<https://invest-all-hokkaido.jp/>



北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成 20 年 4 月 1 日施行) (令和 4 年 4 月 1 日現在)

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注1	新設 増設	助成内容 注10		
						助成額 注2	限度額	通算限度額
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注5 高機能素材・複合材料関連製造業 注5	全道 (札幌市を除く。) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。 (札幌市を除く。))	5億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	15億円 注11	20億円 同一企業につき
		増設			投資額の5%	5億円		
		新設			投資額の10%	10億円 注11		
		増設			投資額の5%	3億円		
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること。		10億円以上 1人以上	新設	投資額の5%	1億円	1億5千万円 同一企業につき
		増設			投資額の2.5%	5千万円		
		データセンター事業		一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 注7 20億円以上 5人以上	新設	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円 同一企業につき
		増設			投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円		
		基盤技術産業		2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき
		増設			投資額の5%			
本社機能移転事業	(設備投資)	全道 (札幌市を除く。)	1億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	1億円	-	
	(賃借)	全道	(投資額要件なし) 20人以上(札幌市は30人以上)	新設	1年間の賃料の1/2 ×3年間(札幌市は1年間)	1千万円/年	-	
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道	10億円以上 研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき	
	5億円以上 研究員5人以上	増設	投資額の5%	3億円				
高度物流関連事業 注12 ※成長産業分野に関連する事業に限る。	全道 (札幌市を除く。)	20億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	5億円	6.5億円 同一企業につき		
			増設	投資額の5%	1.5億円			
類型Ⅱ	市町村連携促進分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 注12 ・データセンター事業 ・IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業) ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること。	特別対策地域 注6	2,500万円以上 5人以上	新設 増設	投資額の4%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき
			うち、特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域 注8・注9			2,500万円以上 5人以上	新設	
			地域未来投資促進法適用地域 注8・注9	2,500万円以上 5人以上	新設	投資額の4%	1億円	
			工業団地(札幌市を除く。) (製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする(札幌市を除く。))	5,000万円以上 5人以上	新設	投資額の8%	1億円	
					増設	投資額の4%		

注1 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。詳しくはQ2をご覧ください。
 類型Ⅱにおいては、雇用増の「5人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。詳しくはQ4をご覧ください。
 2 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等(以下、「環境配慮型工場等」という。)については、「助成額」欄の所定の助成率に1パーセントを加算します(類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転(賃借)を除く。)。ただし、その場合であっても「限度額」は変わりません(加算されません)。なお「通算限度額」には、加算額は含まれません。
 環境配慮型工場等について、詳しくはQ11をご覧ください。
 3 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。
 また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型Ⅱにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。
なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
 4 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型Ⅰ又は類型Ⅱの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
 5 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業者で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)
 6 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。詳しくは別図をご覧ください。
 7 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有する知事が認めるものをいいます。
 8 札幌市の区域にあっては、特任事業者が新設する場に限りです。
 9 特任事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
 10 **補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。**
 11 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

12 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。詳しくはQ12をご覧ください。

用語の解説

■自動車関連製造業（日本標準産業分類による）

自動車・同附属品製造業

■宇宙・航空機関連製造業（日本標準産業分類による）

航空機・同附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（ロケット製造業（武器用を除く。）、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業、気象観測用バルーン製造業に限る。）

■高機能素材・複合材料関連製造業（日本標準産業分類による）

製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業、その他の化学工業、石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）、ガラス・同製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨剤・同製品製造業、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む。）

■電気・電子機器製造業（日本標準産業分類による）

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業

■医薬品製造業（日本標準産業分類による）

■食関連製造業（日本標準産業分類による）

次の業種のいずれかに該当するもの

- (1) 食料品製造業
- (2) 飲料・たばこ・飼料製造業
- (3) 一般産業用機械・装置製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く。）又は生活関連産業用機械製造業であって、(1)(2)に関連する業種に限る

■植物工場

施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、次に掲げるいずれかを満たすもの

- (1) 工場と一体的に展開する植物工場（工場との一体的な展開によって、熱や電力等の融通を行うことにより、省エネルギー化を図るもの）
- (2) 実証機能を有する植物工場（地中熱や太陽熱等の新エネルギーの活用や、コージェネレーション等の先進的な省エネ設備を導入し、植物工場単体で、投資採算性の向上に向けた実証機能を有するもの）

■新エネルギー関連製造業（日本標準産業分類による）

太陽光等をエネルギー源とした新エネルギー供給業の発電事業の用に供する部品等を製造する事業（発泡・強化プラスチック製品製造業、暖房調理等装置・配管工事用附属品製造業、ボイラ・原動機製造業、一般産業用機械・装置製造業）

■新エネルギー供給業

風力、水力、地熱、バイオマスエネルギー源として発電事業を行う事業で、次に該当するもの

- (1) 道内に本店を設置して事業を行うこと
- (2) 市町村支援の対象であること

■自然科学研究所（日本標準産業分類による）

自然科学に関する基礎研究、応用研究又は開発研究、試作・実証研究を行う施設（類型Ⅰの成長産業分野に関連する業種に限る。）

■データセンター事業

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）

■基盤技術産業（日本標準産業分類による）

工業用プラスチック製品製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属素形材製造業、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く。）、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業

■本社機能移転事業（設備投資）

事業者が道外から道内（札幌市を除く）に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置するもの（本社機能移転（賃借）を除く。）

■本社機能移転事業（賃借）

事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分を賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置するもので、次のいずれにも該当するもの

- (1) 建物又は建物の部分を賃借して事業所を設置するもの
- (2) 事業所の面積が300m²以上のもの
- (3) 事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むもの
- (4) 道外から道内に本社機能を移転することを公表するもの

■高度物流関連事業

次の要件をいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業（類型Ⅰの成長産業分野に関する事業に限る）

- (1) 容積が5,000m³以上有する一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫若しくは貯蔵槽倉庫又は容積が3,000m³以上の冷蔵倉庫（食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有する施設
- (2) 自動仕分装置、その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設
- (3) データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有する施設
- (4) 流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）の用に供する設備（単に貯蔵した物をそのまま出荷するのではなく、荷受方や輸送面への円滑な流通を図るため、出荷の際に梱包やラベル貼りなどを行う過程が施設機能として有するもの）を有する施設
- (5) 太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備を有する施設

■製造業（日本標準産業分類による）

■IT産業（日本標準産業分類による）

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業

■コールセンター事業

- (1) 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務（①商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務、②新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務）
- (2) (1)の業務に付随して行う業務であって当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

■新設

つぎの各号のいずれかに該当するもの

- (1) 道内に工場等を有していない者が新たに工場等を設置すること
- (2) 既に道内に工場等を有する者が、新たに日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること
- (3) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（次号に掲げるものを除く）
- (4) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分を賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること

■増設

既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで、新設以外のもの

■工業団地

道が実施する工業団地に関する調査に基づく整備された工業団地台帳に登録されている団地（札幌市の区域以外の区域にあるもの）

■工場適地

工場立地法第2条第1項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表に掲載されている工場適地（札幌市の区域以外の区域にあるもの）

■工業団地・工場適地の詳細

次のHPをご覧ください。

- 北海道工業団地ガイド
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kougyou/guide02.htm>
- 工業団地台帳
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kougyou/daityou.htm>
- 工場適地総覧
http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/tekichityousa

Q & A

Q1 対象となる投資額は、どのようなものですか。

A 対象となる投資額は、工場等の新設又は増設をするために必要な施設に対する投資額であって、操業等のために直接使用される建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、車輛及び運搬具、工具・器具及び備品のほか、内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るもの、ソフトウェア（道内製作のものを購入する場合に限る。）など資産計上された資産の取得価額になります。（土地の取得価額は含みません。）

なお、対象となる工場等の施設が、国などの補助を受ける場合（道及び市町村以外の補助制度）は、その施設を投資額の算定の対象から除きます。

Q2 対象となる雇用増は、どのような方が対象となりますか。

A 次の1又は2の項目を満たす方が対象となります。

1 工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者であって、次の要件のすべてを満たす方

- ①雇用期間の定めのない者 ②雇用保険に加入している者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）
- ③健康保険に加入している者 ④厚生年金保険に加入している者

また、雇用増には、申請事業所において工場等の操業等に直接従事する者のほか、操業等に関する総務、生産管理又は資材管理等の業務に従事する者を含みますが、営業及び販売、配送等に従事する者を除きます。

2 次の要件のすべてを満たす出向者（出向者が2人以上あるときは、知事が認めた1人に限る）

- ①道外の他の事業者から出向している者であること
- ②工場等に勤務するため、道外から道内に転入した者であること
- ③道内に住所を有する者であること

対象となる雇用増の人数は1と2の合計となります。

Q3 有期雇用者は雇用増の対象となりますか。

A 雇用期間の定めのない者が対象となりますが、認定申請時に「認定申請に関する申出書」、交付申請時に「確約書」を提出し、次の事項及び上記Q2の1の②～④を満たす場合は対象となります。

- ①勤務形態が正規雇用者と同等であること ②雇用契約に自動更新条項を設けるとともに、更新回数の制限を行わないこと
- ③雇用契約に業務量など経営上の理由により更新を行わない旨の条項を設けていないこと
- ④雇用者の長期欠勤等重大な勤務不良がない限りは雇用契約を更新すること

Q4 類型Ⅱの申請において対象となる、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増は、どのような方が対象となりますか。

A 工場等の新設又は増設を行うにあたって、工場等の生産品を販売するレストランや物販施設等のような、対象となる工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合、その併設施設の新たな常用雇用者を2名まで、補助要件の雇用増5人の中に含めることができます。

なお、上記の雇用増2人については、雇用増が6人以上の場合に支給される助成金の算定対象からは除きます。

Q5 次の①～③の場合の工事着手日は、いつですか。

- ①工場等の建物等を建設する場合 ②建物等を買収する場合
- ③建物等の建設に先立ち機械設備等の取得を行う場合

A 工事着手日は、

- ①の場合は、基礎工事に着手した日となります。例えば「杭打ち」を必要とする工事であれば、これを開始した日となります。
- ②の場合は、建物の取得日（所有権移転の日）となります。
- ③の場合は、機械設備等が納入された日（機械の据え付け工事が必要な場合は、工事が開始された日）となります。

Q6 建物・機械設備等を全部又は一部をリースで導入する場合、対象となりますか。

A 法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引（いわゆる「ファイナンス・リース取引」）に該当するものであって、法人税法施行規則別表16(四)の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書に記載されるものは、対象となります。

オペレーションリースに該当するものは、対象なりません。

Q7 建物の建設を伴わず機械設備のみを投資する場合、対象となりますか。

A 建物の建設を伴わない場合でも、増設に伴い雇用者が増加し、対象要件を満たす場合は対象となります。

Q8 親会社が投資を行い、子会社が従業員を雇用し操業する場合の扱いはどうなりますか。また、親会社からの出向者は雇用増の対象となりますか。

A 子会社の株式の50%超を取得している等の親会社の場合は、親子一体のものとして扱い、申請は親会社とします。
また、雇用増は、操業を行う子会社が直接雇用する者を対象とするほか、親会社から子会社への転籍者及び親会社から子会社へ出向する者のうち、Q2の2に該当する出向者1人については対象になります。

Q9 業種は、工場等を設置する企業の主たる業種で判定するのですか。

A 新設または増設する工場等における事業内容により業種を判定します。

Q10 市町村の立地助成措置に投資に対する助成措置がなく、雇用増のみを対象とする助成措置である場合、類型Ⅱの対象となりますか。

A 助成措置の対象は、工場等の新設又は増設のために必要な投資額を対象とするもの(雇用増を基準とした助成は、投資額を基準とした助成の上乗せとして算定しているもの)であることから、市町村の立地助成措置についても、新設又は増設のために必要な投資額を対象とする助成措置であることが必要ですので、雇用増のみを対象とする場合は、類型Ⅱでいう市町村が行う立地助成措置の対象となりません。

Q11 環境配慮型工場等とはどのような工場ですか。

A 環境配慮型工場とは、省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等をいいます。具体的には、通常の設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行わなかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量と、省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行った場合の工場等全体の稼働に必要な年間消費エネルギー量を比較して10パーセント以上の低減が見込まれるものです(類型Ⅰのデータセンター事業と本社機能移転(賃借)を除く)。

この場合の省エネルギーのための先進的な設備として対象となる設備は、当該設備の製造又は販売を行うメーカー等のカタログや証明書等により、客観的に通常の設備と比較及び確認可能な設備のみとなります。

(年間消費エネルギー量の計算方法)

別記様式12号に基づき、通常の設備導入等の場合と省エネルギーのための先進的な設備導入等の場合それぞれについて、工場全体の年間のエネルギーの消費量を二酸化炭素排出量に換算して算出します(先進的な設備の稼働効率等の数値ではないので注意してください)。

また、新エネルギーの導入については、新エネルギーの導入前の工場等全体の通常の電力使用量と一部又は全部を新エネルギーに切り替えた場合の電力使用量について、排出係数等を用いて、それぞれの使用量に対応する二酸化炭素排出量を算出し比較します。なお、自家発電等によって電力の一部又は全部をまかなう場合も同様の考え方となります。

(低減率の計算方法)

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{通常の設備の導入を行った場合又は新エネルギーの活用を行} \\ \text{ななかった場合の工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネ} \\ \text{ルギーの活用を行った場合の年間消費エネルギー量} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{省エネルギーのための先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用を行} \\ \text{ななかった場合の} \\ \text{工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量} \end{array} \right]} \times 100$$

Q12 高度物流関連事業において、施設設置者が他の物流事業者に施設を貸す目的で物流施設を新設若しくは増設する場合も補助対象となりますか。また、雇用増は施設設置者と物流事業者のどちらの雇用増を算定の対象としますか。

A 次の要件をすべて満たし、施設設置者と物流事業者が連名で申請する場合、補助対象となります。
①施設設置者が当該高度物流関連事業の建物を新設又は増設し、これを賃貸の用に供すること。
②物流事業者が当該高度物流関連事業の施設を賃借し、かつ、当該高度物流関連事業の施設において業務を開始すること。
③施設設置者及び物流事業者の双方が、親会社、子会社又は関連会社ではないこと。
④当該高度物流関連事業の施設について施設設置者と物流事業者との間に賃貸借の期間を10年以上とする契約があること。
この場合の雇用増は物流事業者の雇用増を算定の対象とします。

別記様式 12

環境配慮型工場における年間エネルギー消費量の算出方法

エネルギーの種類		エネルギーの使用量			販売されたエネルギーの量			F=C-E (※1)	二酸化炭素 の排出量 (t-CO2)G
		数値 A	単位	熱量 (GJ)C =A×B	数値 D	単位	熱量 (GJ)E =D×B		
燃料	原油(コンデンセートを除く)		kl			kl			
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl			kl			
	揮発油		kl			kl			
	ナフサ		kl			kl			
	灯油		kl			kl			
	軽油		kl			kl			
	A重油		kl			kl			
	B・C重油		kl			kl			
	石油アスファルト		t			t			
	石油コークス		t			t			
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t		
		石油系炭化水素ガス		千 m ³			千 m ³		
	可燃性天然ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t		
		その他可燃性天然ガス		千 m ³			千 m ³		
	石炭	原料炭		t			t		
		一般炭		t			t		
		無煙炭		t			t		
	石炭コークス		t			t			
	コールタール		t			t			
	コークス炉ガス		千 m ³			千 m ³			
高炉ガス		千 m ³			千 m ³				
転炉ガス		千 m ³			千 m ³				
都市ガス(※2)		千 m ³			千 m ³				
小計									
熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
	産業用蒸気以外の蒸気		GJ			GJ			
	温水		GJ			GJ			
	冷水		GJ			GJ			
	小計								
電気	小売電気事業者	昼間買電※3		千 kwh		千 kwh			
		夜間買電※4		千 kwh		千 kwh			
	その他	上記以外買電		千 kwh		千 kwh			
		自家発電		千 kwh		千 kwh			
	小計								
合計									

※1 熱についてはC-E、電気(自家発電を除く。)についてはAとすること。

※2 都市ガスの(参考1)に掲げる「数値B」については、ガス供給業者ごとの実際の数値を用いること。

※3 昼間買電とは、小売電気事業者(電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者)から供給を受ける電気で8時から22時までに使用した電力をいう。

※4 夜間買電とは、小売電気事業者(電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者)から供給を受ける電気で22時から翌日8時までに使用した電力をいう。
(計算手順)

①エネルギーの種類ごとに、エネルギー使用量を「数値A」欄に記入すること(ただし、自家発電による電気使用量は記入しないこと)

②販売されたエネルギーがある場合は、エネルギーの種類ごとに、販売されたエネルギー量を「数値D」欄に記入すること。

③燃料について、その種類ごとに「数値A」欄の数値に(参考1)に掲げる「数値B」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量(GJ)C=A×B」欄に記入すること。なお、「数値B」欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することも可。

④燃料について、販売されたエネルギーがある場合には、その種類ごとに、「数値D」欄の数値に(参考1)に掲げる「数値B」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量(GJ)E=D×B」欄に記入すること。なお「数値B」欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することも可。

⑤燃料について、その種類ごとに「熱量(GJ)C=A×B」欄の数値から「熱量(GJ)E=D×B」欄の数値を減じて得た数値を「F=C-E」欄に記入すること。

⑥燃料について、その種類ごとに「F=C-E」欄の数値を(参考1)に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値に12分の44を乗じて得た数値を「二酸化炭素の排出量(t-CO2)G」欄に記入すること。なお、(参考1)に掲げる排出係数の数値に代わり、実測に基づいた排出係数を設定することも可。

⑦熱について、その種類ごとに、「数値C」欄の数値から「数値E」欄の数値を減じて得た数値を「F=C-E」欄に記載すること。電気(自家発電を除く。)については、その種類ごとに「数値A」欄の数値を「F=C-E」欄に記入すること。

⑧熱及び電気(自家発電を除く。)について、その種類ごとに「F=C-E」欄の数値に(参考1)に掲げる排出係数(電気については、国が公表する電気事業者毎の排出係数)の数値を乗じて得た数値を「二酸化炭素の排出量(t-CO2)G」欄に記入すること。

⑨自家発電について、販売されたものがある場合は、「数値D」欄の数値に(参考1)に掲げる電気の排出係数の数値を乗じて得た数値に、-1を乗じた数値を「二酸化炭素の排出量(t-CO2)G」欄に記入してください。なお、(参考1)に掲げる排出係数の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することも可。

⑩すべてのエネルギーの種類「二酸化炭素の排出量(t-CO2)G」欄の数値を合算して得た数値を合計欄に有効数字3桁で整理。

⑪以上の手順を通常の工場の稼働に必要なエネルギー消費量と省エネルギー型の機械や機器の導入や新エネルギーの活用によって低減後の工場の稼働に必要な年間消費エネルギー量について行い算出すること。

〈参考1〉各エネルギーの種類における単位発熱量及び排出係数

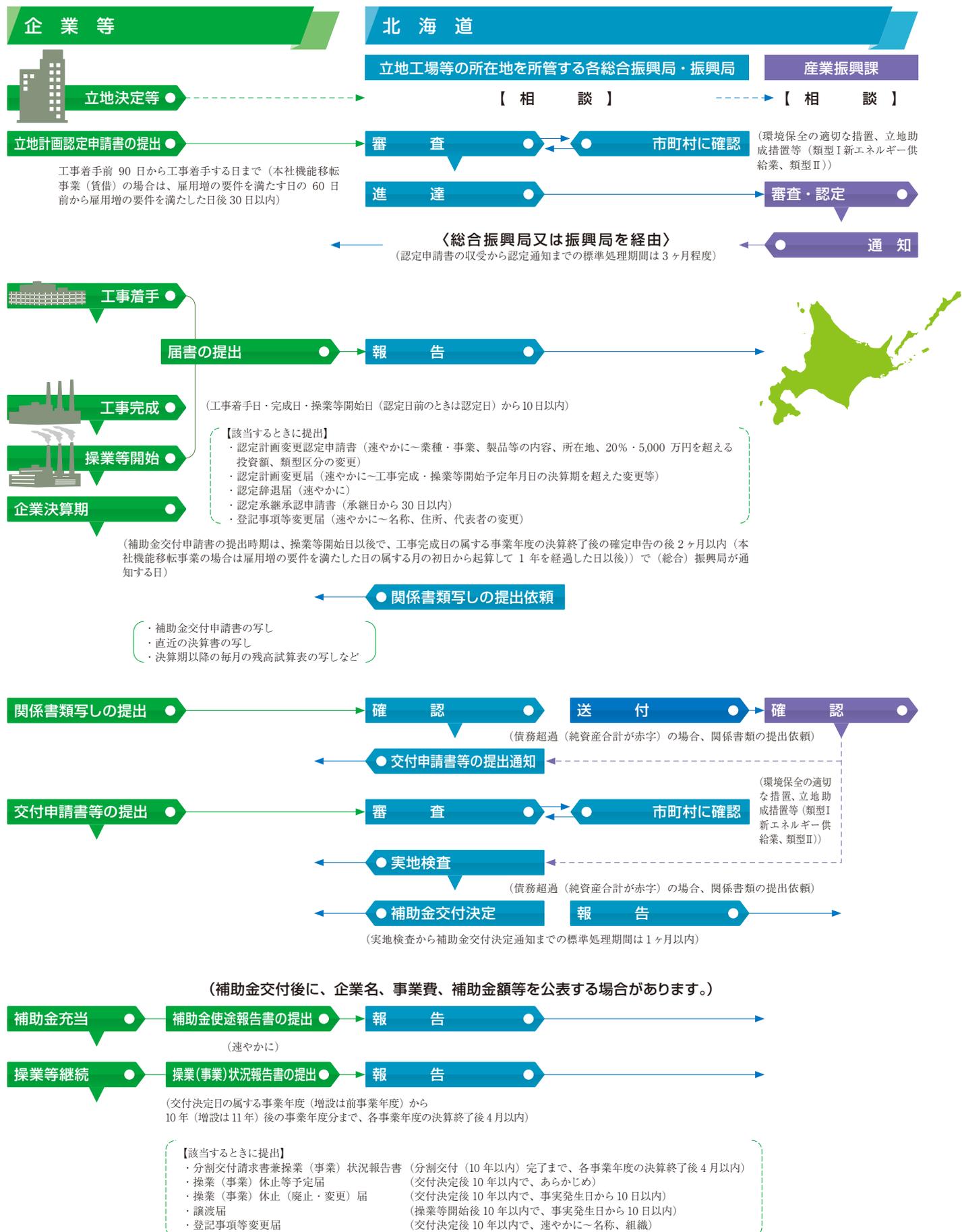
エネルギーの種類		単位発熱量		排出係数		
		数値 B	単位	数値	単位	
燃料	原油(コンデンセートを除く)		38.2	GJ/kl	0.0187	t-C/GJ
	原油のうちコンデンセート(NGL)		35.3	GJ/kl	0.0184	t-C/GJ
	揮発油		34.6	GJ/kl	0.0183	t-C/GJ
	ナフサ		33.6	GJ/kl	0.0182	t-C/GJ
	灯油		36.7	GJ/kl	0.0185	t-C/GJ
	軽油		37.7	GJ/kl	0.0187	t-C/GJ
	A重油		39.1	GJ/kl	0.0189	t-C/GJ
	B・C重油		41.9	GJ/kl	0.0195	t-C/GJ
	石油アスファルト		40.9	GJ/t	0.0208	t-C/GJ
	石油コークス		29.9	GJ/t	0.0254	t-C/GJ
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	50.8	GJ/t	0.0161	t-C/GJ
		石油系炭化水素ガス	44.9	GJ/千m ³	0.0142	t-C/GJ
	可燃性天然ガス	液化石油ガス(LPG)	54.6	GJ/t	0.0135	t-C/GJ
		その他可燃性天然ガス	43.5	GJ/千m ³	0.0139	t-C/GJ
	石炭	原料炭	29	GJ/t	0.0245	t-C/GJ
		一般炭	25.7	GJ/t	0.0247	t-C/GJ
		無煙炭	26.9	GJ/t	0.0255	t-C/GJ
	石炭コークス		29.4	GJ/t	0.0294	t-C/GJ
	コールタール		37.3	GJ/t	0.0209	t-C/GJ
	コークス炉ガス		21.1	GJ/千m ³	0.011	t-C/GJ
高炉ガス		3.41	GJ/千m ³	0.0263	t-C/GJ	
転炉ガス		8.41	GJ/千m ³	0.0384	t-C/GJ	
都市ガス		45	GJ/千m ³	0.0136	t-C/GJ	
熱	産業用蒸気		1.02	GJ/GJ	0.06	t-CO ₂ /GJ
	産業用蒸気以外の蒸気		1.36	GJ/GJ	0.057	t-CO ₂ /GJ
	温水		1.36	GJ/GJ	0.057	t-CO ₂ /GJ
	冷水		1.36	GJ/GJ	0.057	t-CO ₂ /GJ
電気	小売電気事業者	昼間買電	9.97	GJ/千kwh	0.601	t-CO ₂ /千kwh
		夜間買電	9.28	GJ/千kwh	0.601	t-CO ₂ /千kwh
	その他	上記以外買電	9.76	GJ/千kwh	0.453	t-CO ₂ /千kwh
		自家発電			0.453	t-CO ₂ /千kwh

※都市ガスの数値 B は北海道ガスの数値であるので、ガス供給事業者ごとの実際に数値を用いてください。

※電気排出係数は、次の排出係数を用いること。

- ①電気事業者から供給された電気を使用している場合：国が公表する電気事業者ごとの排出係数(例示として昼間電力及び夜間電力については北海道電力の排出係数を入力しています。また、その他については供給元の排出係数が不明の場合の数値を入力しています)
- ②電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合：実測等に基づく適切な係数
- ③①及び②で算定できない場合：環境大臣・経済産業大臣が公表する係数

北海道産業振興条例による補助金の交付手続



★補助金の認定申請に係る様式は、次の HP からダウンロードして使用してください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.htm>

地方拠点強化税制

平成 27 年 6 月に改正された地域再生法に基づき、道の地域再生計画は平成 27 年 10 月 2 日付けで国の認定を受けました。

本社機能の移転又は拡充を行う事業者は、道に「地域活力向上地域特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受けることにより税制等の優遇措置を受けることができます。

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

区分		【拡充型事業】	【移転型事業】
		東京 23 区以外の道外から、又は道内企業が本社機能・研究所若しくは研修所(特定業務施設)を拡充して整備する事業	東京 23 区から道内に移転して本社機能・研究所又は研修所(特定業務施設)を整備する事業
主な施設整備計画の認定要件 ※着工等、賃貸借契約締結前に認定を受けること(令和 4 年 3 月 31 日まで)		○事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、施設整備計画に起因して従業員数が増減する全事業所(整備する特定業務施設及び特定業務施設に移転する業務部門が計画申請時に所在していた事業所)において特定業務(事務所であって調査・企画部門等のために使用されるもの、研究所、研修所で重要な役割を担うもの)に従事する従業員数(移転等が行われる業務部門以外の特定業務に従事する従業員も含む。)が 5 人(中小企業者 1 人)以上の増加が見込まれること。 ○特定業務施設で特定業務に従事する常時雇用される従業員数が 5 人(中小企業者 1 人)以上であること。 ○特定業務施設において特定業務に従事する従業員数が 5 人(中小企業者 1 人)以上増加すること(移転型事業については過半数が東京 23 区からの転勤者であること又は初年度に過半数が転勤者であれば、計画期間中では 1/4 以上で可)。 ○【移転型事業】事業者が集中地域以外の地域に有する全事業所のうち、当該計画に従って行う業務部門の移転に起因して、閉鎖又は縮小が行われる事業所において特定業務に従事する従業員の人員整理及び通常の人事異動の範囲を超えた配置転換が行われるものでないこと。ただし、閉鎖等が行われる事業所の地域の活力を失わせることがない場合は除く。	
優遇措置	オフィス減税の特例措置 ※施設整備計画の認定日から 3 年を経過する日までに取得すること	取得価額：2,500 万円以上(中小企業者 1,000 万円以上) 建物、建物附属設備及び構築物の取得価額に対し特別償却 15%又は税額控除 4% (法人税又は所得税)	建物、建物附属設備及び構築物の取得価額に対し特別償却 25%又は税額控除 7% (法人税又は所得税)
	雇用促進税制の特例措置	限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20%	
		当該適用年度において、特定業務施設の雇用者増加数(有期雇用又はパートタイムの新規雇用者を除く)が 2 人以上であること又は当該適用年度より前のいずれかの適用年度において上記要件を満たし、かつ、当該適用年度より前の全ての適用年度において、法人全体の雇用者増加数及び特定業務施設の雇用者増加数が、ともに 0 以上であること 当該適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと	
		【移転型】 ・当該適用年度の特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 → 1 人当たり 50 万円の税額控除 ・当該適用年度の特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者の数を控除した人数 → 1 人当たり 40 万円の税額控除 【移転型(上乗せ措置)】 ・東京 23 区からの転勤者を含む特定業務施設の増加者 → 1 人当たり 40 万円の税額控除(ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した適用年度以降は不適用) ※特定業務施設の雇用者増加数とは、当該適用年度の特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者の数(特定業務施設における雇用者増加数が上限)及び当該適用年度の特定業務施設の雇用者増加数から新規雇用者の数を控除した数(0 を下回る場合は 0)の合計数 ※適用年度は施設整備計画の認定日を含む事業年度から 3 年間 【拡充型】 ・当該適用年度の特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 → 1 人当たり 30 万円の税額控除 ・当該適用年度の特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者の数を控除した人数 → 1 人当たり 20 万円の税額控除	
限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の 20% (オフィス減税との併用不可(移転型の上乗せ措置については併用可))			
中小機構による債務保証		保証限度：15 億円 保証割合：借入及び社債の元本の 30% 保証期間：10 年以内	
道税の不均一課税 ※施設整備計画の認定日から 2 年以内に新設、増設すること	事業税	不均一課税(税率に乘じる割合) 第 1 年度 1/2 第 2 年度 3/4 第 3 年度 7/8	
	不動産取得税	不均一課税(税率に乘じる割合) 1/10 ※土地は取得から 1 年以内に建物の建設に着手した場合に限る。	
	固定資産税	不均一課税(税率に乘じる割合) 第 1 年度 1/10 第 2 年度 1/3 第 3 年度 2/3 第 1 年度 課税免除 第 2 年度 不均一課税(税率に乘じる割合) 1/4 第 3 年度 不均一課税(税率に乘じる割合) 2/4	
対象地域		美唄市、芦別市、滝川市、砂川市、深川市、奈井江町、札幌市小樽市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市石狩市、南幌町、当別町、室蘭市、白老町、函館市、北斗市七飯町、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、下川町、北見市網走市、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、釧路市、白糠町の一部区域	全市町村の一部区域

○本社機能(全社的な業務を行うもの又は各地域における支部などが複数事業所に対し行うもの)～総務・法務・人事監査及び施設管理部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門等
 ○研究所～事業者による研究開発において重要な役割を担うもの(工場内の研究開発施設も含む)
 ○研修所～事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

優遇制度

地域未来投資促進法（「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」）

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対して相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」の促進を目的とした法律です。

この法律に基づいて「基本計画」を作成した地域において、事業者が知事に「地域経済牽引事業計画」を申請し、承認を受けた場合には、各種の支援措置を受けることができます。

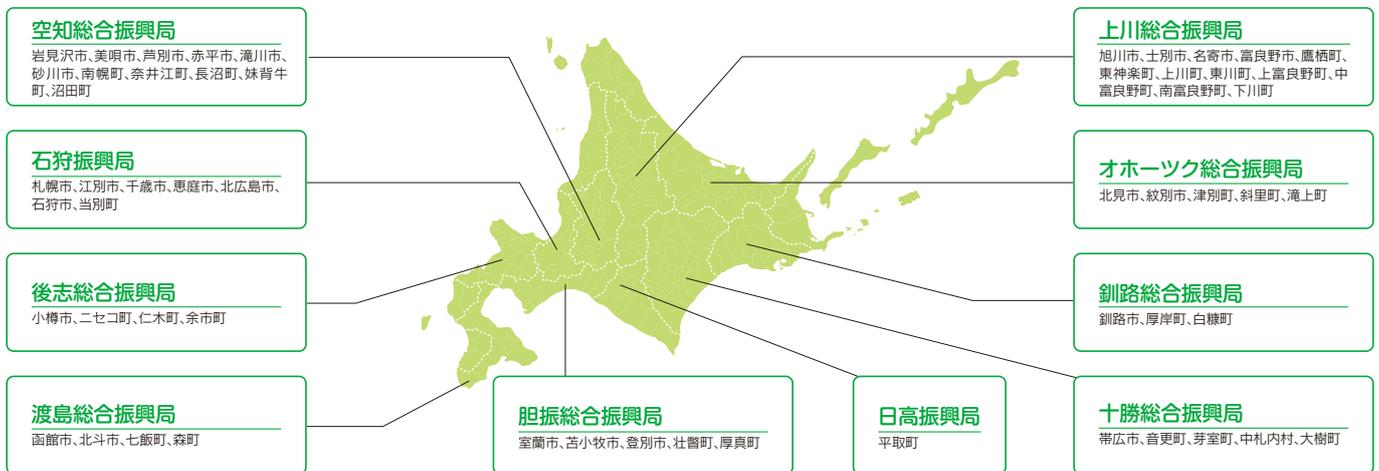
●主な支援措置の概要

法人税の課税の特例 【国 税】		先進的な事業に必要な設備投資に対して、課税の特例を受けることができます。	
対象設備	特別償却	税額控除	
機械装置・器具備品	40%	4%	
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%	
建物・付属設備・構築物	20%	2%	
地方税の減免 【道 税・市町村税】		先進的な事業に必要な土地・建物等の取得について、地方税の課税免除等を受けることができます。	
税 目		支援措置	
不動産取得税	道 税	免 除	
固定資産税	市町村税	減免(市町村によって措置の有無や内容が異なります)	
日本政策金融公庫による低利融資制度		事業計画の承認を受けた中小企業・小規模事業者が、設備資金・運転資金について、日本政策金融公庫から低利で融資を受けることができます。	

●承認を受けるための要件

要件①	各地域で作成された基本計画に記載されている地域の特性及びその活用戦略に沿った計画であること。
-----	--

地域未来投資促進法に基づく「基本計画」作成地域（2022年(令和4年)4月末現在）



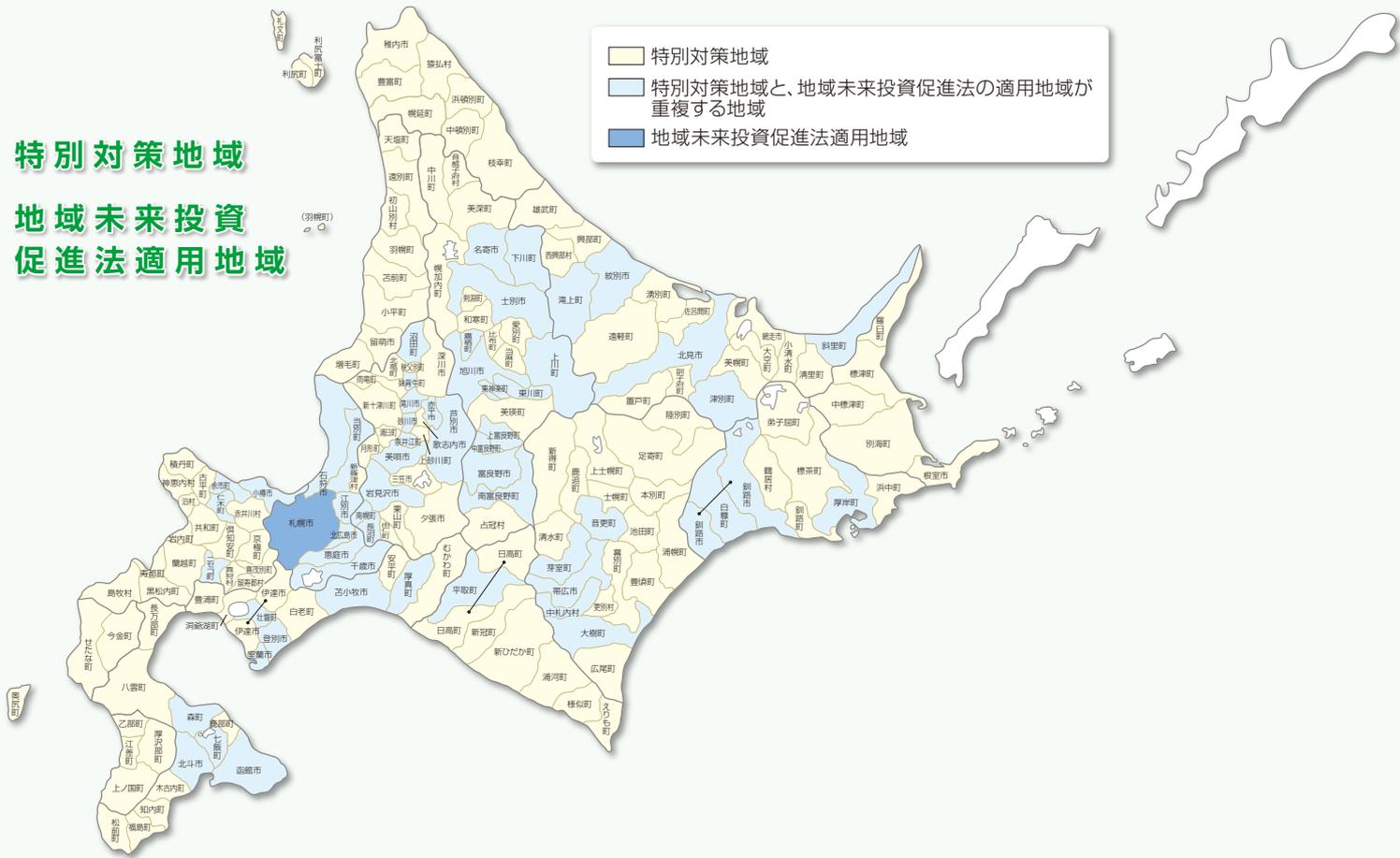
要件②	事業計画期間を通じた事業による付加価値額 ^{*1} が、北海道の1事業所あたりの平均付加価値額(3,920万円又は4,458万円 ^{*2})を上回ること。 ^{*1} 付加価値額=売上高-費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)+給与総額+租税公課 ^{*2} 士別市、斜里町、南幌町で事業を行う場合4,458万円。その他の地域では3,920万円(2020年3月現在)。
-----	---

要件③	地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれること。 各地域毎に売上や雇用者数等の基準があります。各地域の基本計画をご覧ください。
-----	---

要件④	支援メニューによっては、個別の要件を満たす必要があります。
法人税の課税の特例	<ul style="list-style-type: none"> 先進性を有すること^{*3} 設備投資額が2,000万円以上 前年度の減価償却費の10%を越える投資額 対象事業の売上伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5事業年度の市場規模の伸び率が5%以上 (上乗せ要件)直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
不動産取得税の免除	<ul style="list-style-type: none"> 先進性を有すること^{*3} 土地・建物の合計取得金額が1億円超(農林漁業関連業種は5千万円超)
固定資産税の減免	市町村によって異なりますので、お問い合わせください。

^{*3} 先進性について 先端技術を活用した製品・サービスや、一般的な方式とは異なる生産・販売・サービスの提供など、①～④のいずれかにおいて、国に先進性を有すると認められることが必要です。
 ①開発・生産する製品、②開発・提供するサービス、③製品の生産・販売方法、④サービスの提供方法

特別対策地域
地域未来投資
促進法適用地域



特別対策地域
 特別対策地域と、地域未来投資促進法の適用地域が重複する地域
 地域未来投資促進法適用地域

中小企業総合振興資金融資制度

(令和4年4月1日現在)

資金名	融資対象	資金使途	融資条件
ライフステージ対応資金(ステップアップ貸付(企業立地))	次に掲げる業種の事業所の新増設を行う者 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・自然科学研究所(成長産業分野に関する業種に限る。) ・高度物流関連事業(成長産業分野に関する業種に限る。) ・データセンター ・IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業) ・コールセンター事業 ・植物工場 ・新エネルギー関連産業(供給業・製造業) 本社機能移転を行うもの(設備投資を行うものに限る)	設備資金	①融資額 8億円以内 ②融資金率 固定金利 3年以内 1.1% 5年以内 1.3% 7年以内 1.5% 15年以内 1.7% 変動金利 1.1%(3年超に限る。) ③融資期間 15年以内(うち、据置2年以内)

注1 土地の取得のみの場合は、融資対象となりません。
 注2 札幌市の場合、上表に掲げる業種のうち製造業に係る事業所の新増設は、工業団地又は工業適地に限り対象とします。
 注3 札幌市の場合、新エネルギー関連産業(供給業)は対象となりません。
 注4 札幌市の場合、本社機能移転(設備投資を行うものに限る)は対象となりません。
 注5 資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、所定の書類を添えて地元の商工会議所、商工会に融資あっせんの申し込みをしてください。

道税の課税免除等

(令和4年4月1日現在)

対象地区等	対象業種(施設)	対象設備(施設)の取得価額(※1)	課税免除等の内容(※2)	
			事業税(※3)	不動産取得税
過疎地域産業促進区域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法)	製造業、旅館、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	500万円以上(※4)(※5)	課税免除(3年間)	課税免除
離島振興対策実施地域(離島振興法)	製造業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	500万円以上(※4)(※5)	課税免除(3年間)	課税免除
産業振興促進計画の区域(半島振興法)	製造業、旅館業、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業	500万円以上(※4)(※6)	不均一課税(3年間)	不均一課税
促進区域(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法))	製造業及び卸売業のうち農林漁業関連業種 上記以外のすべての業種	5,000万円超 1億円超	-	課税免除
原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	2,700万円超 + 雇用増15人超(製造業を除く。)	不均一課税(3年間)	不均一課税
地方活力向上地域(地域再生法)	事務所(調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門)、研究所、研修所	3,800万円以上(中小企業者は1,900万円)	【移転型事業】 不均一課税(3年間) 【拡充型事業】 -	【移転型事業】 課税免除 【拡充型事業】 不均一課税

※1 取得価額には、土地の取得費は含まれません。(促進区域を除く。)
 ※2 大規模償却資産に対して課税する「道固定資産税」についても課税免除等の適用があります。
 ※3 外形標準課税適用法人の事業税については、所得割のみ課税免除等の対象となります。
 ※4 租税特別措置法第12条又は第45条に規定する特別償却の適用を受けることができる設備(施設)である必要があります。
 ※5 製造業・旅館業の場合は、資本金等の額が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円、1億円を超える法人は2,000万円となります。
 ※6 製造業・旅館業の場合は、資本金等の額が1,000万円を超え5,000万円以下の法人は1,000万円、5,000万円を超える法人は2,000万円となります。

対象地域の範囲、要件等の内容の詳細については、最寄りの総合振興局・振興局税務担当課又は道税事務所にお問い合わせください。

お問い合わせは

札幌 北海道経済部産業振興局産業振興課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL (011) 204-5328 FAX (011) 232-2139
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp>

東京 北海道東京事務所 観光・企業誘致課
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3
都道府県会館15階
TEL (03) 5212-9210 FAX (03) 5212-9004

大阪 北海道大阪事務所
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900
大阪駅前第1ビル9階
TEL (06) 6344-4151 FAX (06) 6344-4126

名古屋 北海道名古屋事務所
〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目16-36
久屋中日ビル5階
TEL (052) 263-1360 FAX (052) 252-5145

総合振興局・振興局
空知総合振興局 TEL. (0126) 20-0064
石狩振興局 TEL. (011) 204-5904
後志総合振興局 TEL. (0136) 23-1362
胆振総合振興局 TEL. (0143) 24-9590
日高振興局 TEL. (0146) 22-9281
渡島総合振興局 TEL. (0138) 47-9462
檜山振興局 TEL. (0139) 52-6643
上川総合振興局 TEL. (0166) 46-5944
留萌振興局 TEL. (0164) 42-8440
宗谷総合振興局 TEL. (0162) 33-2528
オホーツク総合振興局 TEL. (0152) 41-0636
十勝総合振興局 TEL. (0155) 26-9046
釧路総合振興局 TEL. (0154) 43-9181
根室振興局 TEL. (0153) 24-5619

担当窓口：各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課